



# 東京都北区帰宅困難者対策指針

令和6年3月

北区 危機管理室 防災・危機管理課



## 一目 次一

はじめに .....	1
言葉の定義 .....	1
I 帰宅困難者対策の基本的な考え方 .....	2
1 国、首都圏の動向 .....	2
2 被害想定 .....	3
3 区における帰宅困難者対策の推進体制 .....	3
4 本指針の位置付け及び対象範囲 .....	3
5 都・区における主要な取組みの状況 .....	4
II 「東京都北区帰宅困難者対策基本方針」の推進 .....	5
III 具体的な施策の展開 .....	6
1 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進 .....	6
1) 事業所防災計画の作成 .....	6
2) 備蓄の推進 .....	6
3) 利用者保護に関する取組みの実施 .....	7
4) 施設の安全確保に向けた取り組みの実施 .....	7
5) 関係団体との連携 .....	7
2 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなどの事前準備の啓発 .....	9
1) 区民による準備等 .....	9
2) 事業者における従業員等との連絡手段・手順の検討 .....	9
3 帰宅支援対象道路の指定及び滞留者等への案内・広報 .....	10
1) 帰宅困難者等への情報通信体制整備 .....	10
2) 一時滞在施設の確保 .....	11
3) 一時滞在施設に係る行政の取組み .....	12
4) 帰宅支援対象道路の指定 .....	12
5) 駅前滞留者等に係る対策 .....	12
4 徒歩帰宅者への案内・広報 .....	18
1) 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 .....	18
2) 災害時帰宅支援ステーションによる支援 .....	18
3) 徒歩帰宅者支援の充実 .....	19
4) 徒歩帰宅者の代替輸送 .....	19
(補足資料) 一時滞在施設の開設・運営手順 .....	20
(補足資料) 事業者、大規模集客施設・駅等における従業員・施設利用者保護手順 ...	22

## はじめに

北区はこれまで、マグニチュード7クラス以上の首都直下地震等の際に発生が予想される帰宅困難者に対応するため、東京都帰宅困難者対策条例を踏まえた「東京都北区帰宅困難者対策基本方針」を策定し、国、東京都、民間企業、区民等の各機関が連携・協働し、「公助」のみではない「自助」「共助」を含めた総合的な取組みを進めてきました。

一方、近年においては、東日本大震災から十数年を経て、鉄道等公共交通機関の耐震化やデジタル技術の進展など、帰宅困難者対策において考慮すべき社会情勢の変化が認められる状況ではありますが、令和3年10月の千葉県北西部を震源とする地震発生後には、駅周辺を中心に深夜遅くまで多くの滞留者が発生するなど、マグニチュード7クラスに至らない地震においても帰宅支援が必要となる場合があることが認識されました。

これらの状況を踏まえ、北区における帰宅困難者対策の実効性向上を図るため、「東京都北区帰宅困難者対策基本方針」及び「東京都北区帰宅困難者対策検討会報告書（平成25年3月）」を基に、本指針を取りまとめました。

### 〈〈言葉の定義〉〉

- ・滞留者

発災時点で一定の範囲（例えば東京都内）に留まっている人

- ・帰宅困難者

災害時に自宅から外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者を除いた帰宅断念者と遠距離徒歩帰宅者のこと

- ・近距離徒歩帰宅者

近距離を徒步で帰宅する人

- ・帰宅断念者

自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人

- ・遠距離徒歩帰宅者

遠距離を徒步で帰宅する人

$$\text{帰宅困難者} = \text{帰宅断念者} + \text{遠距離徒歩帰宅者}$$

- ・行き場のない帰宅困難者

帰宅困難者のうち、企業や学校などに所属しておらず、身の寄せ場のない人

- ・一時滞在施設

行き場のない帰宅困難者を帰宅が可能になるまで一時的に受け入れる施設

## I 帰宅困難者対策の基本的な考え方

大規模な地震その他の災害が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、区内においても大きな混乱が生じることが想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。

このようなことから、「公助」に限らず民間事業所や学校などにおいては、「自助」「共助」が連携した総合的な取組みが必要になる。例えば、帰宅困難者自身の安全を確保しながら混乱を防止する必要がある。また、要配慮者を対象とする帰宅困難者の搬送についても、国や東京都を中心とした広域的な応援調整が必要となる。

そこで、本指針において帰宅困難者に係る対策を整理するとともに、行政機関だけではなく、外出者、事業者、学校など社会全体で連携した取組みを進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅の実現を目指していく。

### 1 国、首都圏の動向

都は、東日本大震災の教訓を踏まえ、国と共に首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を平成23年9月に設置し、最終報告及びガイドラインを取りまとめた。その後、都は平成24年11月に、帰宅困難者対策の事業方針や行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定するとともに、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組みを明文化した「東京都帰宅困難者対策条例」を平成25年4月に施行した。これらに加え、国と都は平成25年1月に「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策の検討を行っている。

ここ数年の動向として、国は、社会状況の変化などを踏まえ、令和3年11月に「首都直下地震等対策検討委員会」を設置し、令和4年8月に「帰宅困難者等対策における今後の検討方針」を公表した。また、都は、令和5年の東京都地域防災計画の修正時に、実施計画を統合することとし、東京都地域防災計画を「東京都帰宅困難者対策実施計画」として位置付けている。

#### 東京都帰宅困難者対策条例の概要

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

## 2 被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月東京都）」において、都内に最大で約453万人の帰宅困難者が発生、北区内では約5万3千人が帰宅困難者になるとされている。また、都内において「行き場のない帰宅困難者」が66万人発生すると想定されていることから、北区内では約7,800人の「行き場のない帰宅困難者」が発生すると考えられる。

《被害想定（都心南部直下地震）》

被害項目	想定される被害
帰宅困難者数（都内）	最大 4,525,949人
帰宅困難者数（北区）	最大 53,263人

※帰宅距離10km以内の者は全員が帰宅可能、20km以上の者は全員が帰宅困難、その間は、1km遠くなるたびに帰宅可能な者の割合が10%低減するとして計上されている。

## 3 区における帰宅困難者対策の推進体制

区は、平成24年7月に事業者団体、大学、関係機関、区職員で構成する北区帰宅困難者対策検討会を設置し、帰宅困難者対策事業の根幹となる「東京都北区帰宅困難者対策基本方針」を定めるとともに、具体的な取組み等の検討結果を「東京都北区帰宅困難者対策検討会報告書（平成25年3月）」にとりまとめたところである。

### 「東京都北区帰宅困難者対策基本方針」

- ・一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進
- ・家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなどの事前準備の啓発
- ・徒歩帰宅者のための帰宅支援対象道路を指定し、滞留者等に案内・広報
- ・沿道の帰宅支援ステーション等を整備し、より一層の安全・安心を確保

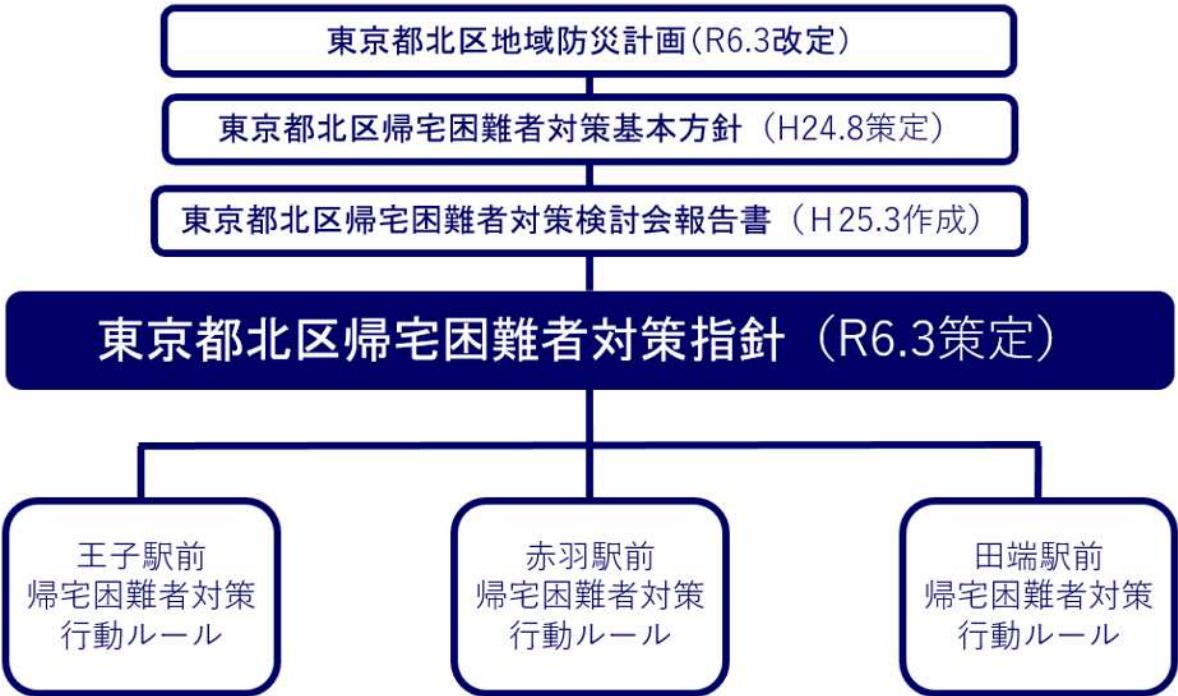
また、平成25年度に赤羽駅前滞留者対策協議会、平成26年度に王子駅前滞留者対策協議会、平成27年度に田端駅前滞留者対策協議会を設置し、駅周辺での混乱防止等に係る検討や対策を推進している。

## 4 本指針の位置付け及び対象範囲

本指針では、「大規模な地震その他の災害が発生したことに伴い、鉄道・路線バス等の公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない状況」を想定した対策を示す。従って、台風をはじめとする風水害が生じた場合や、数時間で交通機関の運行再開が見込まれる場合の対策については、ここでは言及しない。また、駅前滞留者に係る対策に關し、本指針では、全ての駅前滞留者対策協議会に共通する基本的な行動ルールを定めるに留め、各協議会における具体的な活動内容等については、別途、「地域の行動ルール」に定めることとする。

なお、本指針に記載する発災時における区の対応については、原則として区災害対策本部を設置し※、当該対策本部が実施するものとする。

※区は、区内で災害救助法の適用に達する程度の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発する必要があると認めたとき、区災害対策本部を設置する。



【東京都北区帰宅困難者対策指針の位置付け】

## 5 都・区における主要な取組みの状況

- 1) 都は、帰宅困難者対策条例に基づく一斉帰宅の抑制について広く呼び掛けを行い、普及啓発を図っている。一方、令和2年度の都民対象の調査では帰宅困難者対策条例の認知度は33.0%であり、条例認知度は徐々に低下してきている（平成28年度調査では46.2%）。なお、事業者対象の調査では、条例認知度は39.9%であった。
- 2) 一時滞在施設の確保について、都は都立施設を一時滞在施設として指定とともに、各自治体、民間施設の協力を得ながら確保を進めている。また、区では、区内事業者等の協力を得て一時滞在施設利用に関する協定※を締結するなど一時滞在施設の確保を進め、令和6年3月1日現在、区内22施設、受入れ人数で約6,400人分を確保している（このうち1施設は令和6年度以降に開設予定）。なお、都内全体では、令和6年1月1日現在、1,250施設、約47万人分を確保している状況である。  
※北区は15の地元事業者との間で、「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結している（令和6年3月1日時点）。
- 3) 区では、都が指定する帰宅支援対象道路※16路線のほか、明治通りや本郷通りなどを北区指定帰宅支援対象道路として指定している。  
※徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための都県境を越えた徒歩帰宅ルート
- 4) 令和4年度に東京都と北区合同の帰宅困難者対策訓練を実施し、駅前滞留者対策協議会及び関係機関等の協力のもと、帰宅困難者対策に関する一連の流れを実践、検証した。
- 5) 都は、DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備を図るとし、発災時の人流混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供を行う「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の開発を進めており、開発が完了した機能について順次運用が開始される。

## II 「東京都北区帰宅困難者対策基本方針」の推進

国、首都圏の動向やこれまでの取組状況を踏まえながら、引き続き、都・区、事業者、区民等が連携し、帰宅困難者対策の一層の実効性向上を図っていくため、「東京都北区帰宅困難者対策基本方針」及びその趣旨を改めて次のとおり整理し、各種対策を推進していく。

### 1 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進

区内事業者に対して、従業員分に加えて10%程度余分に備蓄を行うよう促すとともに、各帰宅困難者対策を事業所防災計画に反映するよう求める。また、区民に対しては、家族の3日分の備蓄に加え、職場における個人備蓄を推奨する。

#### 【方針に基づく施策】

- (1) 事業所防災計画の作成
- (2) 備蓄の推進
- (3) 利用者保護に関わる取組みの実施
- (4) 施設の安全確保に向けた取り組みの実施
- (5) 関係団体との連携

### 2 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなどの事前準備の啓発

帰宅行動の端緒となるのは離れた場所にいる家族の安否確認がとれないことが主な原因であることから、あらかじめ家族内で安否確認方法や災害時の対応を話し合うことの必要性を周知する。

#### 【方針に基づく施策】

- (1) 区民による準備等
- (2) 事業者における従業員等との連絡手段・手順の検討

### 3 帰宅支援対象道路の指定及び滞留者等への案内・広報

徒歩帰宅者の安全を確保するために、都で指定する帰宅支援対象道路以外に、区で帰宅支援対象道路を指定するとともに、駅前滞留者、徒歩帰宅者等に一時滞在施設等で帰宅手法等の案内及び広報を行う。

#### 【方針に基づく施策】

- (1) 帰宅困難者等への情報通信体制整備
- (2) 一時滞在施設の確保
- (3) 一時滞在施設に係る行政の取組み
- (4) 帰宅支援対象道路の指定
- (5) 駅前滞留者等に係る対策

### 4 徒歩帰宅者への案内・広報

帰宅支援対象道路沿道の災害時帰宅支援ステーション等の活用、デジタルサイネージ（電子看板）やインターネット等通信媒体を使った情報提供ツールを整備することで、徒歩帰宅を支援する。

#### 【方針に基づく施策】

- (1) 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進
- (2) 災害時帰宅支援ステーションによる支援
- (3) 徒歩帰宅者支援の充実
- (4) 徒歩帰宅者の代替輸送

### III 具体的な施策の展開

#### 1 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進

##### 1) 事業所防災計画の作成

- 事業者は、一斉帰宅を抑制するため、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機や施設利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画及び事業継続計画（BCP）に反映させておく。また、冊子等（電子媒体を含む）により、当該計画を従業員等に周知する。
- 事業者は自衛消防訓練等を実施する際に、あわせて施設内待機・利用者保護に関する手順等について確認し、必要な場合は改善を行うとともに、計画等に反映させる。
- 区および東京消防庁は、次の役割分担に基づき、事業者による事業所防災計画の作成を推進する。

実施機関	作成推進対象	指導手法
東京消防庁	防火・防災管理者の選任が必要な一般事業所及び予防規程の作成が必要な危険物施設を有する事業所	消防職員による事業所への作成指導等
北区	上記以外の区内小規模事業所	関係団体（社団法人北産業連合会、北区商店街連合会、東京商工会議所北支部）を通じた作成推進

##### 2) 備蓄の推進

- 発災後3日間は、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、事業者は3日分を目安に、水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、その他必要な物資を検討し、あらかじめ備蓄しておく。ただし、大規模災害の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。

##### 備蓄にあたっての基本的な考え方

- 対象となる従業員等  
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 備蓄量の目安（3日分）
  - 水 : 1人当たり 1日 3ℓ 計 9ℓ
  - 主食 : 1人当たり 1日 3食 計 9食
  - 毛布 : 1人当たり 1枚
  - その他 : 物資ごとに必要量を算定する

- 備蓄品の配布が円滑にできるよう、あらかじめ提供方法や備蓄場所について検討しておく。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。
- 共助の観点から、外部の帰宅困難者（来客中の顧客や発災時に建物内にいなかつた帰宅困難者など）のために10%程度の量を余分に備蓄することや、その提供方法を検討して

おく。特に集客施設や駅等においては、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設利用者の保護に必要な物資を備えておくことが望ましい。

- ・事業者だけでなく、従業員等も自らも備蓄に努める。（例えば、非常用食品や常備薬、運動靴、スマートフォンの充電用ケーブル等）

### 3) 利用者保護に関する取組みの実施

- ・事業者は、施設利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、施設内の安全な待機場所のリストを作成するとともに、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊娠婦、外国人等）や通学中の小中学生、急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。
- ・要配慮者等への対応にあたっては、可能な限り優先的に待機スペースや物資を提供できるように配慮する。また、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資（例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等）をあらかじめ備えておく。
- ・外国人への対応にあたっては、誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保に関し、区教育委員会及び学校管理者は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずる。また、学校等は、学校防災マニュアル等に基づくとともに、学校防災計画において、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を講ずる。

### 4) 施設の安全確保に向けた取り組みの実施

- ・事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。  
※家具類の転倒防止措置等の参考資料として、東京消防庁は「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を作成している。  
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-bousaika/kaguten/handbook/index.html>
- ・事業所ごとに災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成しておく。また、停電時の対応も含め、建物の安全確保の方針について、事業所防災計画等に具体的な内容を定めておく。



### 5) 関係団体との連携

- ・東京商工会議所北支部、一般社団法人北産業連合会、北区商店街連合会等は、一斉帰宅抑制等に係るポスター・パンフレットの配布や企業備蓄の啓発、事業所防災リーダー※の普及啓発などをを行う。また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。加えて、地域住民と関係団体会員企業との連携・協力について、会員企業に対して啓発を行うとともに、関係団体において連携協力体制を整備する。  
※登録を行った事業所の防災担当者等と都が直接つながり、各事業所内での帰宅困難者対策や防災対策を促進する制度。発災時においては、「事業所防災リーダーシステム」により、登録事業所のマイページに対し、災害情



報や鉄道運行情報、一斉帰宅抑制等の防災行動に関する情報が配信される。

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku\\_portal/1000048/1021045/index.html](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1021045/index.html)

## 2 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなどの事前準備の啓発

### 1) 区民による準備等

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機または避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など、必要な準備をする。また、携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

	準備項目	準備内容
平 時	徒歩帰宅に必要な装備等の準備	鉄道途絶に備え、水・食料や装備等の準備を図っておくこと。
	家族との連絡手段の確保	災害時伝言ダイヤルや遠くの親戚など、災害時の連絡先をあらかじめ家族で決めておくこと。
	徒歩帰宅経路の確認	徒歩帰宅の場合の帰宅経路を確認し、できれば実際に歩いてみること。
災害時	状況の確認	慌てずインターネット等で状況を把握し、それから行動すること。
	無理な行動はしない	家族等の安否が確認できた場合、無理に帰宅しないこと。

#### 安否確認手段の例

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、複数の手段を使うことが望ましい。

- 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの  
(例) 災害用伝言ダイヤル (171)
- 固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの  
(例) 災害用伝言板 (web171) 、SNS、IP電話、専用線の確保

- 家族が職場、学校、自宅と離れた場所にいた際に発災し、連絡が取れなくなった場合に備え、家族全員がそれぞれの立場ですべきことや集まる場所等を決めておく。

### 2) 事業者における従業員等との連絡手段・手順の検討

- 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。
- 事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認に係る訓練を行うように努める。

### 3 帰宅支援対象道路の指定及び滞留者等への案内・広報

#### 1) 帰宅困難者等への情報通信体制整備

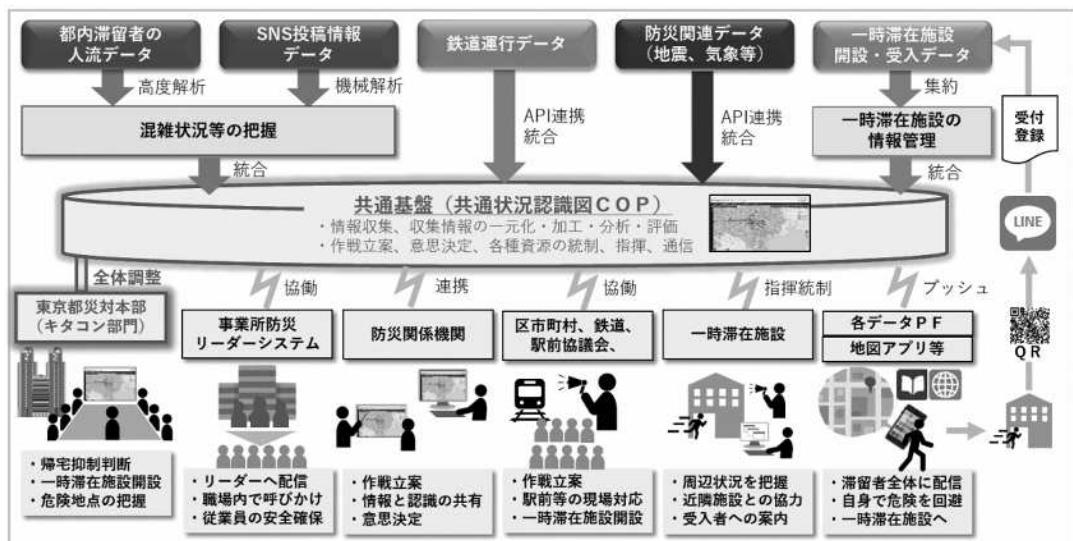
- 都及び区は、帰宅困難者等に対する災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

##### 情報ツールの例

- 事業所防災リーダーシステム（東京都）
- 帰宅困難者対策オペレーションシステム（東京都）
- 都のホームページ（東京都防災ホームページ）
- 東京都防災Twitter
- 区のホームページ  
<https://www.city.kita.tokyo.jp/index.html>
- 北区メールマガジン  
<https://www.city.kita.tokyo.jp/koho/mail/index.html>
- 携帯電話による緊急速報メール（エリアメール等）  
<https://www.city.kita.tokyo.jp/bosaikiki/bosai-bohan/kinkyu/area-mail.html>
- SNS（北区LINE公式アカウント・北区公式X・北区公式Facebook）  
<https://www.city.kita.tokyo.jp/koho/kuse/kohou/hasshin/kouhou.html>



- 事業者は、都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。
- 都や区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージ、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステムなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や防災行動に関する情報を周知する。なお、適宜、報道機関とも連携して取り組む。



【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要（完成イメージ）】

## 2) 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。こうした「行き場のない帰宅困難者」を一時的に受け入れる施設（一時滞在施設）を確保する必要がある。

- ・区は、所管する北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館を一時滞在施設として指定し、区民等に周知する。また、十条駅西口地区第一種市街地再開発事業により整備される施設建築物の一部について、整備が完了次第、一時滞在施設として指定する。
- ・都は、所管する施設で受入れが可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する。また、一時滞在施設の確保について、広域的な立場から国、事業者団体、開発事業者等に対して、幅広く協力を求めていく。
- ・区は、区内事業者と連携し、一時滞在施設の拡充に努める。事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- ・要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど、受け入れのための態勢を整備する。
- ・発災時において、区と協定を締結した事業者は、あらかじめ定めた協定内容等に基づき、一時滞在施設の開設・運営を行う。

### 区内一時滞在施設一覧（公表分のみ）

区分	施設名称	所在地
区立	北とぴあ	北区王子1-11-1
区立	赤羽会館	北区赤羽南1-13-1
区立	滝野川会館	北区西ヶ原1-23-3
都立	東京都障害者総合スポーツセンター	北区十条台1-2-2
都立	王子総合高等学校	北区滝野川3-54-7
都立	中央・城北職業能力開発センター 赤羽校	北区西が丘3-7-8
都立	赤羽北桜高等学校	北区西が丘3-14-20
民間	川田工業株式会社	北区滝野川1-3-11
民間	トヨタモビリティ東京株式会社 王子店	北区堀船1-14-11
民間	トヨタモビリティ東京株式会社 赤羽店	北区志茂3-14-5
民間	T0-REI 成長支援センター	北区上中里2-19-1

※一時滞在施設として確保した公立施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。

## 区外一時滞在施設一覧（公表分のみ）

区分		施設名称	所在地
豊島区	都立	豊島市場	豊島区巣鴨5-1-5
	都立	文京高等学校	豊島区西巣鴨1-1-5
荒川区	民間	メモリアルセレス千代田21	荒川区西日暮里6-55-1
	民間	北部緑地株式会社	荒川区荒川5-4-3
	民間	上園緑地建設株式会社	荒川区西尾久6-6-12
板橋区	区立	まなぼーと大原	板橋区大原町5-18
	区立	板橋東清掃事務所	板橋区東坂下2-20-9
	都立	北園高等学校	板橋区板橋4-14-1
	民間	トヨタモビリティ東京株式会社 板橋本町店	板橋区清水町5-3
	民間	中央・城北職業能力開発センター 板橋校	板橋区舟渡2-2-1
足立区	都立	足立新田高等学校	足立区新田2-10-16
	民間	トヨタモビリティ東京株式会社 鹿浜橋店	足立区新田2-4-3

※東京都防災マップにて公表されている施設のうち、北区の区境から直線距離で約500m圏内の施設を抜粋した。

[東京都防災マップ] <https://map.bosai.metro.tokyo.lg.jp/>



### 3) 一時滞在施設に係る行政の取組み

- ・区及び都は、区民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地についての普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際の留意事項（施設の運営に可能な範囲で協力する必要があることや、施設利用にあたり施設管理者が責任を負えない場合があること等）をあわせて啓発する。
- ・区及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。
- ・都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。

### 4) 帰宅支援対象道路の指定

- ・区は、徒步帰宅者の安全・安心を確保するため、都が指定した帰宅支援対象道路に加えて、北区指定帰宅支援対象道路を指定する。

※帰宅支援対象道路（都指定帰宅支援対象道路および北区指定帰宅支援対象道路）は北区防災地図で確認できる。

[北区防災地図] <https://www.city.kita.tokyo.jp/bosai/bosaimap.html>



### 5) 駅前滞留者等に係る対策

#### ア 駅周辺の混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、鉄道事業者、駅周辺の事業

者等が行政機関と連携して、混乱防止を図ることが必要である。

- ・発災時において、区災害対策本部は駅周辺の滞留者の誘導先を確保するとともに、鉄道事業者等と協力し、駅前滞留者に対する情報提供や誘導を行う。なお、原則、安全点検が終了した一時滞在施設を駅前滞留者の誘導先とする。

#### イ 駅前滞留者対策協議会の設置

- ・区では、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、鉄道事業者、駅周辺事業者、その他関係機関を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置している（平成25年度に赤羽駅前滞留者対策協議会、平成26年度に王子駅前滞留者対策協議会、平成27年度に田端駅前滞留者対策協議会を設置）。

##### 駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ・滞留者の誘導方法と役割分担 | ・誘導場所の選定      |
| ・誘導計画、マニュアルの策定 | ・駅前滞留者対策訓練の実施 |

- ・平時において、駅前滞留者対策協議会は区と協力し、一時滞在施設の確保や駅前滞留者の抑制に係る啓発活動に努める。

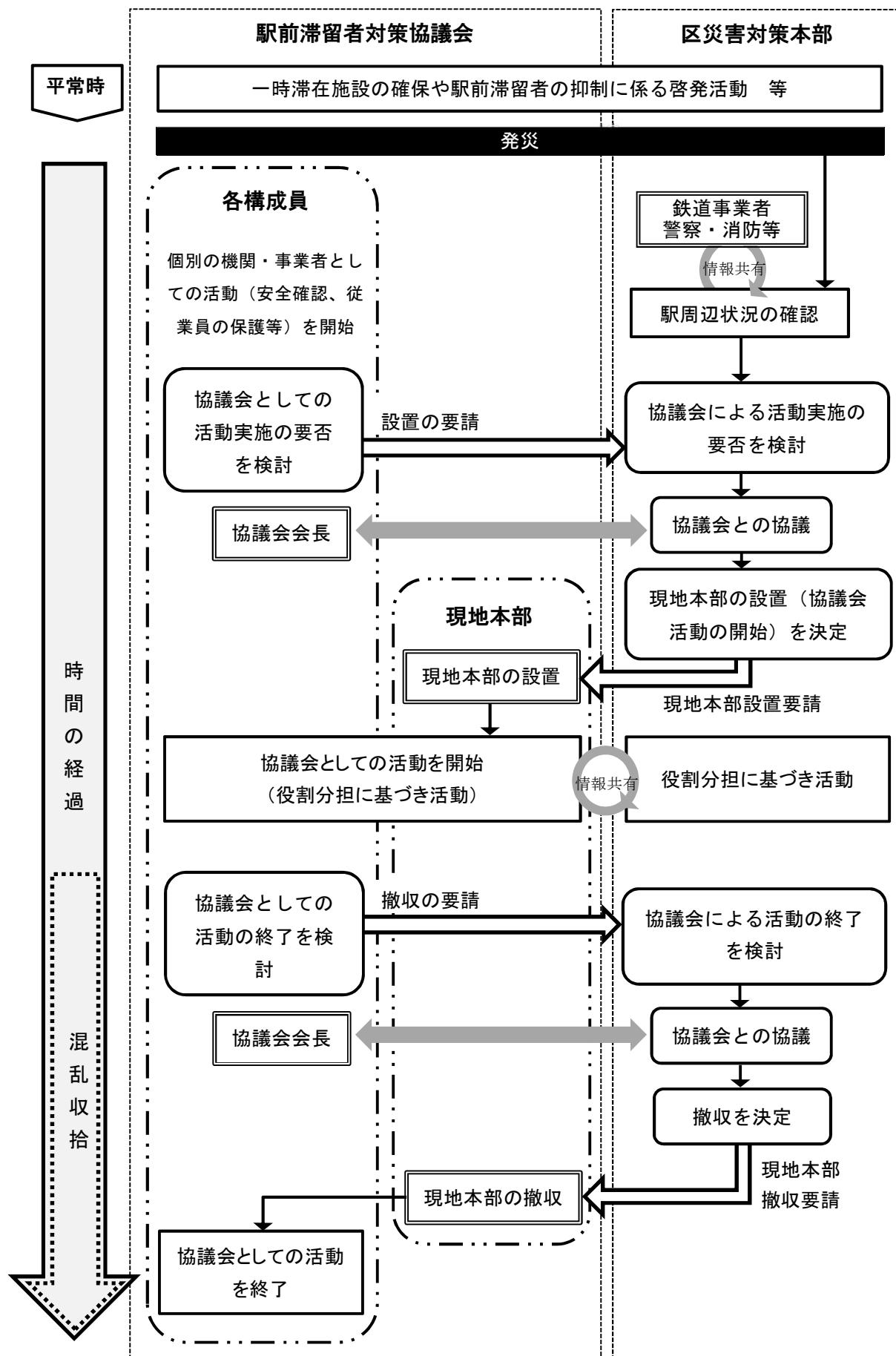
#### ウ 発災時における駅前滞留者対策協議会の活動に関する基本的な考え方

発災時において、各駅前滞留者対策協議会が円滑に活動を開始できるよう、全ての駅前滞留者対策協議会に共通する行動ルールを次のとおり定める。

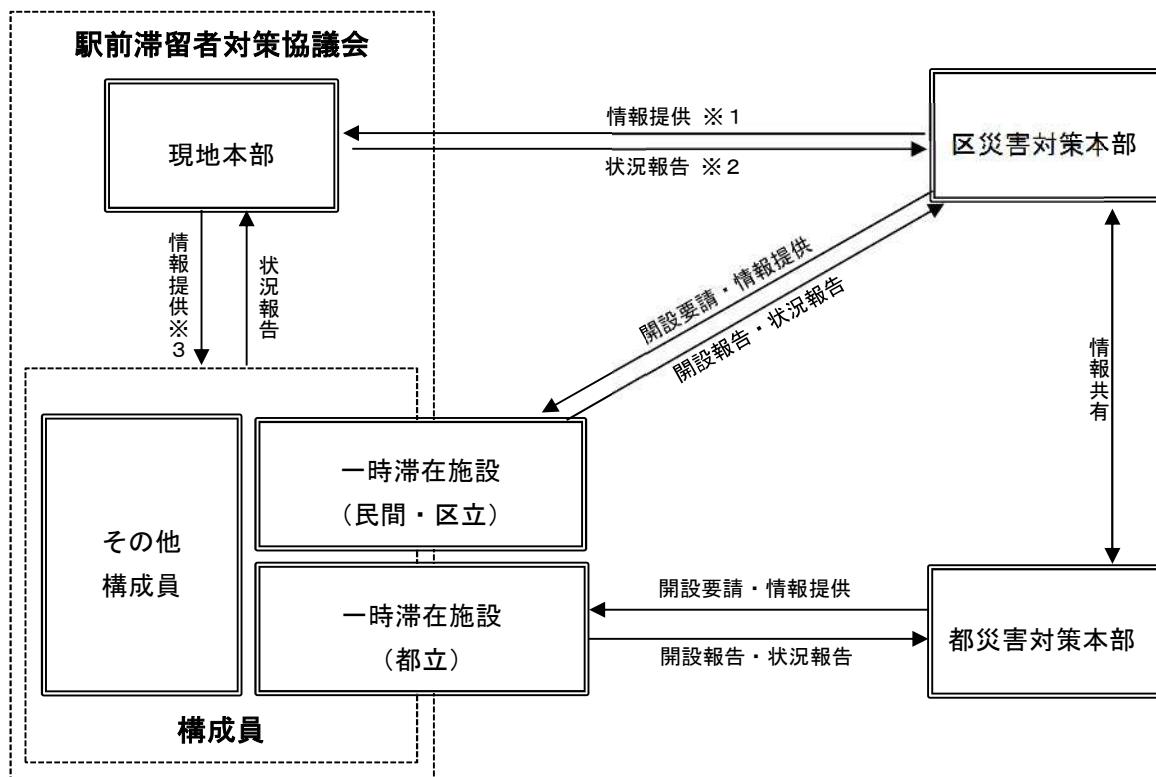
- ・駅前滞留者対策協議会は、活動の拠点となる現地本部を立ち上げ、災害時における協議会としての活動を開始する。
- ・現地本部の設置・撤収については、次表のとおり実施することとする。

現地本部設置の決定	
設置判断時点	<ul style="list-style-type: none"><li>・区災害対策本部が設置を必要とする場合</li><li>・区災害対策本部が各駅前滞留者対策協議会の構成員から要請を受けた場合</li></ul>
設置の決定	区災害対策本部が各駅前滞留者対策協議会（会長）と協議のうえ設置の決定を行う
現地本部の設置・運営	
設置者	区災害対策本部からの設置要請に基づき各駅前滞留者対策協議会が設置する
運営	各駅前滞留者対策協議会 ※運営を行う具体的な機関・人員は「地域の行動ルール」に定める
現地本部撤収の決定	
撤収判断時点	<ul style="list-style-type: none"><li>・区災害対策本部が撤収を行うと判断した場合</li><li>・区災害対策本部が各駅前滞留者対策協議会の構成員から要請を受けた場合</li></ul>
撤収の決定	区災害対策本部が各駅前滞留者対策協議会（会長）と協議のうえ撤収の決定を行う

## 駅前滞留者対策協議会活動の開始・終了（現地本部の設置・撤収）に係る判断の流れ



- 現地本部を設置し、駅前滞留者対策協議会としての活動を開始した後は、次のとおり各機関間で情報共有を行うものとする。
  - 情報を一元化するため、原則として、区災害対策本部は直接、構成員との連絡を行わず、現地本部を介して行うものとする。なお、一時滞在施設については、構成員であるなしに関わらず、例外として区災害対策本部と直接連絡を取り合うこととする。
  - 現地本部の設置・撤収時において、現地本部は一時滞在施設を除く構成員に対し、設置または撤収した旨を連絡する。
  - 民間及び区立の一時滞在施設に対する開設要請は、区災害対策本部が行う。その後、一時滞在施設は開設可否を判断し、区災害対策本部に報告を行う。また、開設後は、適宜、区災害対策本部に運営状況の報告を行う。なお、都立の一時滞在施設に対しては、都災害対策本部が開設要請や開設・運営情報の収集を行う。
  - 区災害対策本部は、区内の一時滞在施設の開設状況をとりまとめ（都立および構成員以外の一時滞在施設を含む）、現地本部に情報提供を行う。
  - 区災害対策本部は現地本部に対し、徒步帰宅支援情報や災害関連情報等の情報提供を行う。また、現地本部は必要に応じて、その情報を構成員に提供する。
  - 現地本部は、構成員からの報告事項を集約し、適宜、区災害対策本部への状況報告を行う。
  - 構成員は必要に応じて、各種メディアや帰宅困難者対策オペレーションシステム・事業所防災リーダーシステム等の情報ツールを用い、災害関連情報等を収集する。



※1 一時滞在施設の開設状況・徒步帰宅支援情報等

※2 構成員からの報告事項をとりまとめた情報等

※3 区災害対策本部から提供を受けた情報等

## エ 各駅前滞留者対策協議会における「地域の行動ルール」の策定

- 駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けて、区と各駅前滞留者対策協議会は、具体的な役割分担や連絡体制、活動内容等を整理した「地域の行動ルール」の策定に取り組む。
- 「地域の行動ルール」の策定に際しては、あわせて現地本部及び構成員、区災害対策本部間の情報連絡手段を確立・整理する。

### 「地域の行動ルール」策定にあたっての基本的な考え方

- 組織は組織で対応する（自助）  
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組みを行う。
- 地域が連携して対応する（共助）  
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組みを行う。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）  
区が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

- 「地域の行動ルール」に役割分担を定める際に参考とする、発災時における各機関の基本的な役割を次表に整理する。

機関名	基本的な役割
現地本部	<ul style="list-style-type: none"><li>構成員との情報共有・構成員からの情報の集約</li><li>区災害対策本部との情報共有</li><li>駅前周辺の状況確認</li><li>駅前滞留者への情報提供</li></ul>
区（区災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"><li>区立一時滞在施設への人員の派遣</li><li>一時滞在施設の開設情報の集約および現地本部への情報提供</li><li>現地本部への徒歩帰宅支援情報等の提供</li></ul>
鉄道事業者 交通関係事業者 河川管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>従業員、施設利用者の保護・一斉帰宅の抑制</li><li>従業員、施設利用者に対する一時滞在施設への案内・誘導 ※施設内待機が困難な場合</li><li>駅前滞留者に対する一時滞在施設への案内・誘導</li><li>現地本部および駅前滞留者への交通機関の運行状況・通行可能な道路の状況等に係る情報提供</li><li>代替輸送手段の確保</li><li>緊急輸送に係る協力</li></ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"><li>駅周辺の混乱防止対策に係る支援の実施</li></ul>
消防	<ul style="list-style-type: none"><li>駅周辺の二次災害発生防止に係る支援の実施 (災害情報の提供等)</li></ul>
通信事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>現地本部および駅前滞留者への通信網等に係る情報提供</li><li>災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の利用に係る周知</li></ul>

機関名	基本的な役割
産業団体 商店街振興会 商業施設 金融機関 医療機関 その他事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員、施設利用者の保護・一斉帰宅の抑制</li> <li>一時滞在施設への案内・誘導 ※施設内待機が困難な場合</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、生徒の保護・一斉帰宅の抑制</li> <li>一時滞在施設への案内・誘導 ※施設内待機が困難な場合</li> </ul>
一時滞在施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時滞在施設の開設・運営</li> </ul>
周辺町会自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区本部、避難所の開設・運営</li> </ul>

#### オ 駅前滞留者対策訓練の実施

- 都、区、鉄道事業者をはじめとする駅前滞留者対策協議会、その他関係機関が連携し、駅周辺に多数の帰宅困難者が発生した想定のもと、帰宅困難者対策に関する一連の流れを実践、検証するための駅前滞留者対策訓練を実施する。また、訓練実施後、「地域の行動ルール」を検証し、必要に応じて行動ルールを更新する。

## 4 徒歩帰宅者への案内・広報

### 1) 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、大規模災害発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することが想定される。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。

- 事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、事前に帰宅ルールを設定しておく。

#### 帰宅ルール設定時の参考事例

##### ・帰宅時間が集中しないための対応

事業者は、日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討しておく。

##### ・帰宅状況の把握

事業者は従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

- 従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、帰宅ルールに基づくよう留意する。なお、特に事前にルールを設定していない場合でも、集中して帰宅せず少しづつ分散させるなどの呼びかけを行う。

### 2) 災害時帰宅支援ステーションによる支援

災害時帰宅支援ステーションは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、都立学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

#### 災害時帰宅支援ステーションの主な支援内容

- 飲料水及びトイレの提供
- 地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある



ステッカー

※東京都防災マップにて、災害時帰宅支援ステーション、その他、一時滞在施設の位置等の情報を公開している。

<https://map.bosai.metro.tokyo.lg.jp/>



- 都は、島しょを除く全都立学校を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、帰宅支援対象沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。また、災害時帰宅支援ステーションの円

滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。

### 3) 徒歩帰宅者支援の充実

帰宅困難者が帰宅するにあたり、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある者に対しては、原則として徒步で帰宅するよう促さなければならぬ。そうしたことから、帰宅困難者等の秩序立った徒步帰宅を促すため、徒步帰宅支援を充実させる。

- ・都は、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や都内の混雑状況、公共交通機関の運行情報等について、報道機関やホームページ、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や区民等に提供する。また、区も同様に、ホームページ・SNS等を活用し、情報提供を行う。
- ・都は、帰宅支援対象道路を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、事業者や区民等に情報提供する。
- ・警察署は、誘導路の確保等を行うとともに、道路の被害状況等の徒步帰宅に必要な情報の提供を行う。また、日赤東京都支部は、赤十字エイドステーションを設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報等の提供を行う。
- ・事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び防災関係機関から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。
- ・事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒步帰宅者を支援する。

### 4) 徒歩帰宅者の代替輸送

大規模な災害が発生した場合には、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり運行を停止することも想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。なお、調達できる車両等には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。

- ・国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
- ・バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を区や都及び報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。
- ・区と「災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力に関する協定」を締結した事業者は、区と連携して、タクシー・バス車両による代替輸送手段を確保する。

## (補足資料) 一時滞在施設の開設・運営手順

一時滞在施設開設・運営に係る基本的な手順を次のとおり整理する。

- ①都災害対策本部は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区に対し、所管の民間一時滞在施設等へ開設要請するよう、呼びかける。
- ②区災害対策本部は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設など、所管の施設に対し開設要請を行う。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。
- ③都及び区災害対策本部は、一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、帰宅困難者への情報提供を行うとともに、必要に応じて施設運営の支援等を実施する。
- ④施設管理者は、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び、行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況の確認を行ったうえで、一時滞在施設を開設する。また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者の混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。  
災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、概ね以下のとおりとなる。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）

- (ア) 従業員の安否確認
  - (イ) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
  - (ウ) 施設内の受入スペース、立入禁止区域等の設定
  - (エ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
  - (オ) 施設利用案内の掲示等
  - (カ) 電話、特設公衆電話、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
  - (キ) 区等への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入れ等（概ね12時間後まで）

- (ア) 帰宅困難者の受入開始
  - (イ) 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
  - (ウ) 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
  - (エ) し尿処理・ごみ処理のルールの確立
  - (オ) 情報の収集及び受け入れた帰宅困難者（以下、「受入者」という）への伝達
  - (カ) 受入可能人数を超過した場合の区等への報告

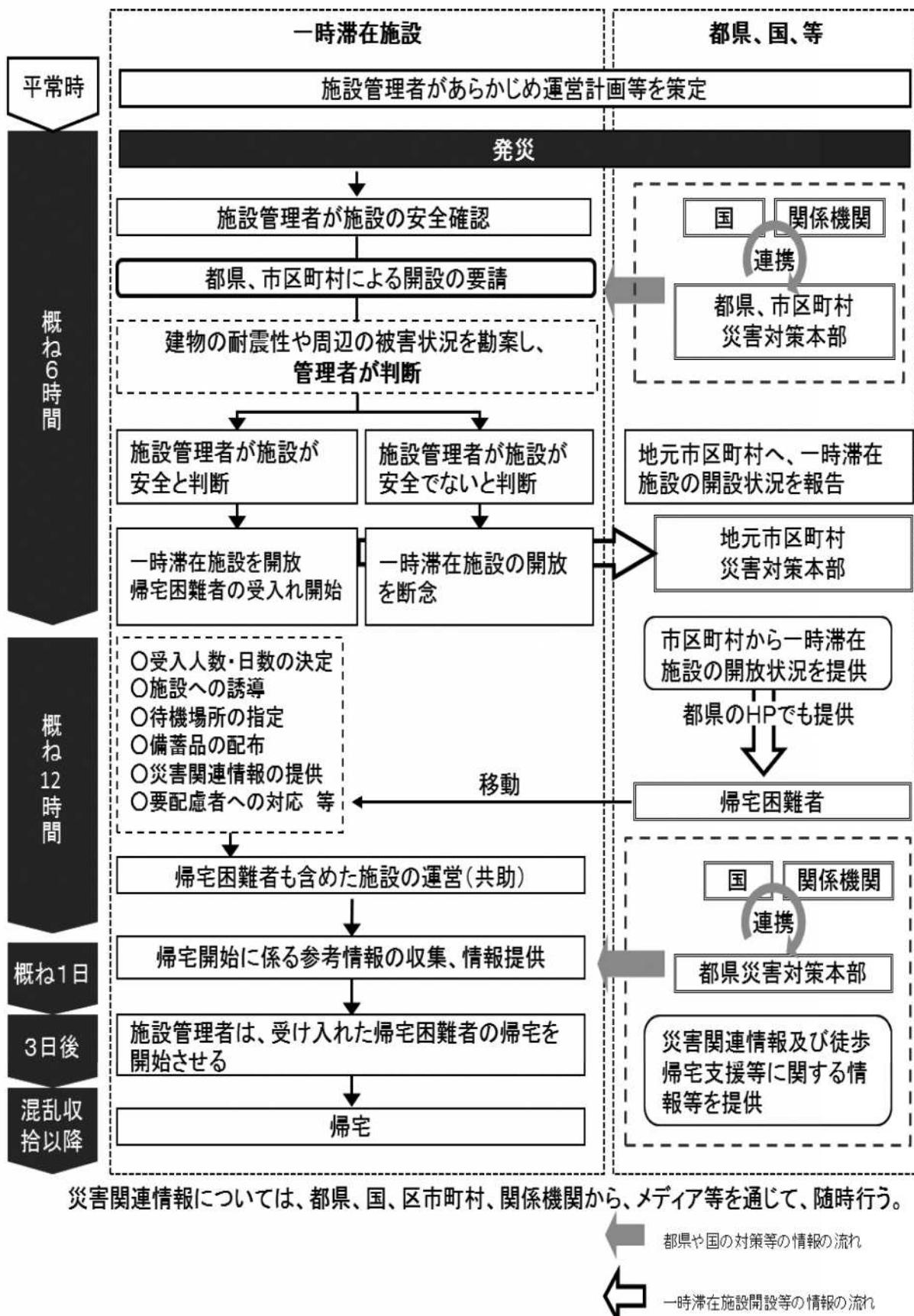
ウ 運営態勢の強化等（概ね1日後から3日後まで）

- (ア) 受入者も含めた施設の運営・区等への運営状況の報告
- (イ) 受入者への情報提供（公共交通機関の運行再開、帰宅支援情報等）

エ 一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）

- (ア) 一時滞在施設閉設の判断
- (イ) 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

## 一時滞在施設開設・運営のフロー



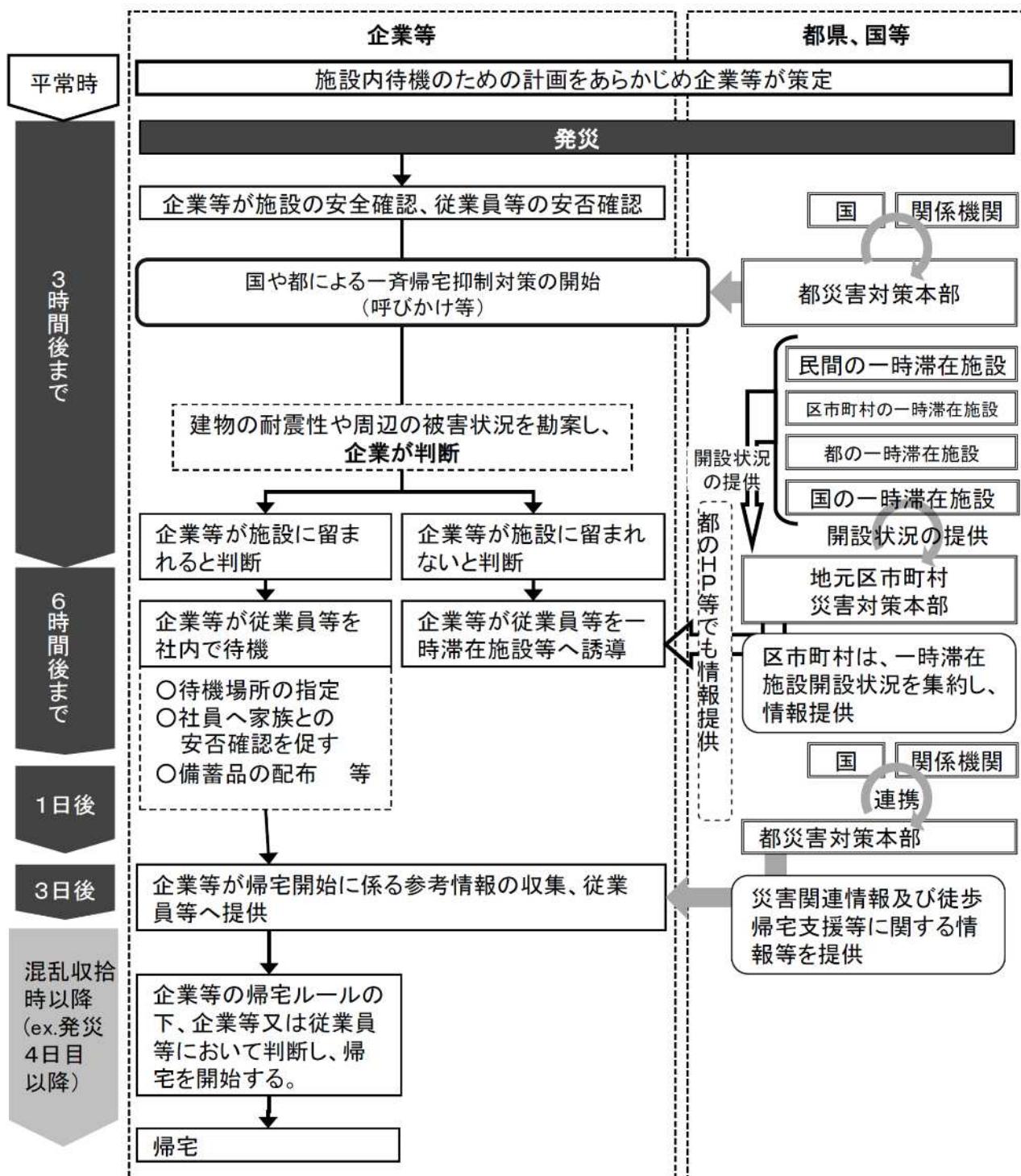
※「東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）」より引用

## **(補足資料) 事業者、大規模集客施設・駅等における従業員・施設利用者保護手順**

事業者、大規模集客施設・駅等における従業員・施設利用者保護に係る基本的な手順を次のとおり整理する。

- ①事業者は、チェックリストにより施設の安全を確認する。
- ②国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認する。
- ③安全を確認できた場合、従業員や施設利用者（以下、「従業員等」という）を施設内又は他の安全な場所に待機させる。
- ④建物や周辺が安全でないために従業員等を保護できない場合は、行政機関から提供される一時滞在施設の開設情報等を基に、一時滞在施設へ従業員等を案内・誘導する。  
なお、大規模集客施設・駅等においては、区や防災関係機関と連携し、当該施設を一時的に一時滞在施設とすることも想定する。また、その場合、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。
- ⑤事業者は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。
- ⑥事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や防災関係機関から入手し、待機させている従業員等に情報提供する。
- ⑦事業者は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や災害関連情報等により、安全に帰宅できることを確認したうえで、従業員等の帰宅を開始する。なお、帰宅ルールを定めている場合は、そのルールに基づいて従業員等の帰宅を進める。

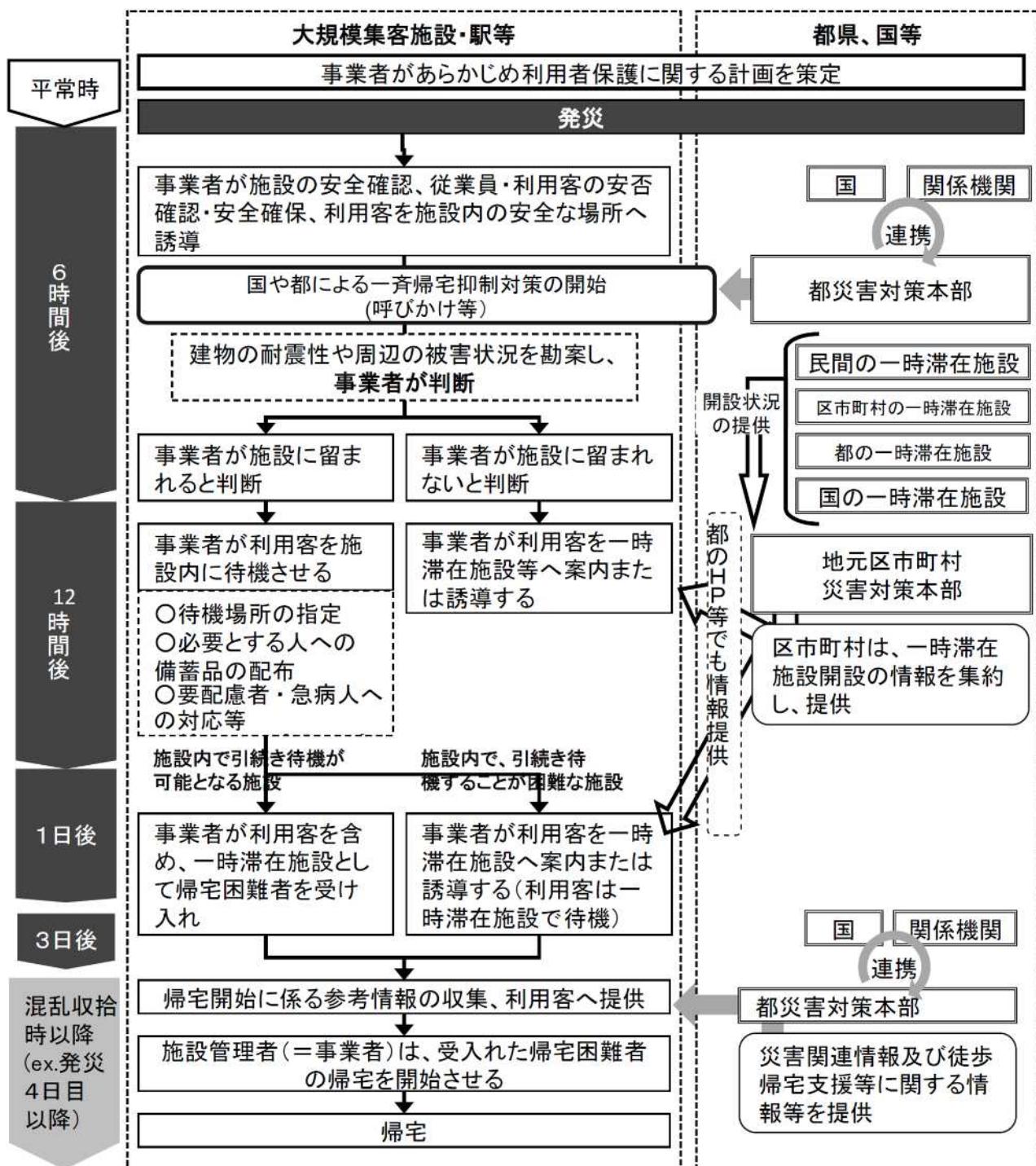
## 事業者における従業員・施設利用者保護のフロー



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、隨時行う。

※「東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）」より引用

## 大規模集客施設・駅等における従業員・施設利用者保護のフロー



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、隨時行う。

※「東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）」より引用



# 東京都北区帰宅困難者対策指針

刊行物登録番号 5-1-151

発行年月 令和6（2024）年3月

発 行 東京都北区危機管理室防災・危機管理課

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

電話 03-3908-8184